

地域連携推進会議開催要綱

第1条（目的）

本会議は、共同生活援助事業所の運営状況を地域へ共有するとともに、地域住民及び関係機関との連携を図り、地域に開かれた事業所運営を推進することを目的とする。

第2条（構成員）

地域連携推進会議の構成員は次の者とする。

地域住民

町内会関係者

民生委員

相談支援専門員

関係機関職員

事業所職員

第3条（開催）

地域連携推進会議は 年1回以上開催する。

第4条（協議事項）

以下の事項について報告及び意見交換を行う。

事業所の運営状況

利用者の生活状況

地域生活における配慮事項

事故・災害時対応

その他地域連携に関する事項

第 5 条（個人情報の保護）

会議においては、利用者の個人情報に十分配慮し、個人が特定される情報は公開しない。

第 6 条（議事録）

会議内容について議事録を作成し、地域へ概要を公開する。